1 補助対象となる事業実施時期

事業名	補助対象となる事業実施時期		
施設整備事業	令和6年12月17日(令和6年度国補正予算成立日)以降に		
	承継・開業した診療所又は承継・開業する診療所であって、		
設備整備事業	東京都が内示した後に着手した事業		
	✔ 内示時期は未定		
	✓ 内示後に工事契約手続や機器購入契約手続を開始		
	✔ 施設整備事業は、令和8年3月末までに全ての工事が完		
	了していない場合は、完成した部分までを進捗率等に応		
	じて補助		
地域への定着支援事業	令和6年12月17日(令和6年度国補正予算成立日)以降に		
	承継・開業した診療所又は承継・開業する診療所		
	✔ 令和7年4月1日から令和8年3月末までに発生した経		
	費が補助対象		
	✔ 令和7年度の途中で承継または開業した場合には、診療		
	を開始した日から起算して、令和8年3月末までに発生		
	した経費が補助対象		

・「へき地診療所」の補助金の交付を受けている場合は補助の対象外です。

2 補助対象となる承継のケースについて

ケース	補助対象(※)	
開設者が個人の診療所であって、管理者のよ	\circ	
開設者が法人の診療所であって、管理者のる	0	
開設者が自治体の診療所であって、管理者の	0	
開設者が個人から法人へ移行	管理者の変更を伴う	0
開設有が個人がら伝入・物门	管理者の変更を伴わない	×
開設者が法人から法人へ移行	管理者の変更を伴う	0
開設有が伝入がら伝入・物门	管理者の変更を伴わない	×
開設者が個人から自治体へ移行	管理者の変更を伴う	\circ
開設有が個人がら日石体・物门	管理者の変更を伴わない	×
開設者が法人から自治体へ移行	管理者の変更を伴う	0
開政日が仏人がり日何件、7911	管理者の変更を伴わない	×
開設者が国の診療所	×	

※管理者の変更のケースであっても、例えば同一法人内での人員配置の都合による管理 者の変更など、補助対象としての疑義が生じる場合がありますので、その場合は東京 都まで御相談ください。